

令和元年村上市議会第2回定例会会議録（第4号）

○議事日程 第4号

令和元年7月31日（水曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議第70号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について
議第71号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第72号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第73号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議第74号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
議第75号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第76号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議第77号 市道路線の認定について
議第78号 市道路線の変更について
議第79号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
議第80号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第81号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について
議第82号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
議第83号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第84号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について
議第85号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
議第86号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
議第87号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第88号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議第89号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第4号）
議第90号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第91号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第92号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議第94号 損害賠償の額を決定し和解することについて

- 第 8 議第 9 5 号 西神納小学校校舎改修（建築）工事の工事請負契約の締結について
- 第 9 議第 9 6 号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 1 0 議員発議第 5 号 村上市議会基本条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議員発議第 6 号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書の提出について
- 第 1 2 議員発議第 7 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 第 1 3 議員発議第 8 号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
- 第 1 4 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（26名）

1 番	小 杉 武 仁 君	2 番	河 村 幸 雄 君
3 番	本 間 善 和 君	4 番	鈴 木 好 彦 君
5 番	稲 葉 久 美 子 君	6 番	渡 辺 昌 君
7 番	尾 形 修 平 君	8 番	鈴 木 一 之 君
9 番	鈴 木 い せ 子 君	1 0 番	高 田 晃 君
1 1 番	川 村 敏 晴 君	1 2 番	小 杉 和 也 君
1 3 番	嵩 岡 輝 夫 君	1 4 番	竹 内 喜 代 嗣 君
1 5 番	平 山 耕 君	1 6 番	川 崎 健 二 君
1 7 番	木 村 貞 雄 君	1 8 番	小 田 信 人 君
1 9 番	長 谷 川 孝 君	2 0 番	小 林 重 平 君
2 1 番	佐 藤 重 陽 君	2 2 番	大 滝 国 吉 君
2 3 番	大 滝 久 志 君	2 4 番	山 田 勉 君
2 5 番	板 垣 一 徳 君	2 6 番	三 田 敏 秋 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

市 長 高 橋 邦 芳 君
副 市 長 忠 聡 君

教 育 長	遠 藤	友 春	君
総 務 課 長	竹 内	和 広	君
企画財政課長	東 海 林	豊	君
自治振興課長	山 田	和 浩	君
税 務 課 長	建 部	昌 文	君
市 民 課 長	八 藤 後	茂 樹	君
環 境 課 長	中 村	豊 昭	君
保健医療課長	信 田	和 子	君
介護高齢課長	小 田	正 浩	君
福 祉 課 長	木 村	静 子	君
こども課長	鈴 木	美 宝	君
農林水産課長	大 滝	敏 文	君
地 域 経 済 振 興 課 長	川 崎	光 一	君
観 光 課 長	大 滝	寿	君
建 設 課 長	伊 与 部	善 久	君
都市計画課長	山 田	知 行	君
下 水 道 課 長	志 村	悟	君
水 道 局 長	山 田	広 良	君
会 計 管 理 者	大 滝	慈 光	君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 川	良 和	君
選 管 ・ 監 査 事 務 局 長	佐 藤	直 人	君
消 防 長	鈴 木	信 義	君
学校教育課長	菅 原	明	君
生涯学習課長	板 垣	敏 幸	君
荒川支所長	小 川	剛	君
神林支所長	石 田	秀 一	君
朝日支所長	岩 沢	深 雪	君
山北支所長	斎 藤	一 浩	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小 林 政 一
---------	---------

事務局次長 内 山 治 夫
副 参 事 鈴 木 涉

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、3番、本間善和君、17番、木村貞雄君を指名いたします。ご了承願います。

発言の訂正

○議長（三田敏秋君） ここで総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。
総務課長。

○総務課長（竹内和広君） おはようございます。まず、机上のほうにさきの定例会初日に配付させていただきました諸般の報告（別紙）を配付させていただきました。諸般の報告で報告された資料の訂正をさせていただきたいと思っております。

1点目につきましては、村上市災害対策本部の設置時刻でございます。2番の下段で23時となっておりますが、村上市防災計画では震度5強以上の地震が発生した場合におきましては、自動的に災害対策本部が設置されることとなっているため、その設置時刻を地震発生時刻でございます22時22分に訂正するものでございます。

もう一点につきましては、下段のほうにございます6月19日に発令いたしました警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始の発令時刻であります。この時刻といたしましては、災害対策本部としての決定時刻は11時45分に決定したということで報告させていただきましたが、発令時刻につきましては、市町村長が地域者等にこれらの情報を伝えた時刻であるということでございますので、その時刻を12時5分に訂正をするものでございます。大変申しわけございませんでした。よろしくお願いたします。

○議長（三田敏秋君） ご了承願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。7月28日に発生した豪雨災害についてご報告をいたします。

7月28日午前朝日地域におきまして、午前9時から10時までの1時間当たり50ミリを超える豪雨があり、本市岩崩地内県道鶴岡村上線の鷺ヶ巣トンネル付近、県道鶴岡村上線第1ゲートから約1キロ地点において、道路延長約50メートルにわたり土砂崩れが発生をいたしました。この土砂崩れにより、県道鶴岡村上線が不通となり、二子島森林公園に訪れていた利用者、釣り人、また公園の管理人及び新潟県からの委託により道路点検作業に当たっておりました建設業者の合わせて11名が一時取り残されました。その後11時39分に新潟県村上地域振興局より連絡及び救助要請があり、本市消防署からレスキュー隊が直ちに出勤し、12時25分に救助を開始をいたしました。土砂流失箇所では、誘導ロープによる補助を行い、鷺ヶ巣トンネルから車両が通行できる場所まで徒歩による救助を行い、12時38分に無事全員の救助を終了いたしているところであります。

また、この豪雨により朝日地域におきましては、市道及び林道のり面崩落、取水施設の崩壊等の被害が発生をいたしました。被害程度、被害額等につきましては、現在調査中であり、詳細を確定した後改めてご報告をさせていただくことといたしております。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

-
- 日程第3 議第70号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について
議第71号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第72号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第73号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第70号から議第73号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） おはようございます。ただいま上程されております議第70号

から議第73号までの議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る7月23日午前10時から第1委員会室において、委員8名、副市長、教育長、担当課長及び担当職員、議長及び議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

初めに、議第70号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第70号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第71号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第72号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、どこかの市町村を参考にしたのかとの質疑に、他市も一斉に改正しており、本市は新潟県母子福祉貸付金の1%を参考にしましたとの答弁。

また、災害援護資金の据え置き期間はどのくらいかとの質疑に、10年償還の3年据え置きですとの答弁。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第72号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第73号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、住宅用火災報知機の設置率はどの質疑に、平成31年4月1日現在で75.5%ですとの答弁。

また、事業者の火災報知機の設置率はどの質疑に、消防法で規定されている施設については、全て100%ですとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第73号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第70号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第71号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第72号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第72号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第73号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第73号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第4 議第74号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
議第75号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第76号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第74号から議第76号までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第74号から議第76号までの3議案について、その審査の概要と経過についてご報告します。

去る7月24日、市役所第1委員会室において、委員全員、副市長、担当課長及び担当職員、議会議務局長出席のもと、市民厚生常任委員会を開会しました。

初めに、議第74号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、こども課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、利便性を図るために利用者の年齢制限を小学校3年生から6年生に引き上げるとの説明であるが、その根拠はとの質疑に、施設の開所後の利用者のアンケート調査によると、年齢拡充の要望が多くあった。そのほか時間の延長についての要望もあったが、まず第1段階として年齢を拡充するものであるとの答弁。

委員より、年齢が引き上げられれば利用者もふえると思うが、定員枠については今後ということかとの質疑に、定員枠4名については、新村上総合病院での病児保育施設の設置もあることから、現行のままと考えている。年齢幅が広がることによる待機の問題については、年間を通してではなく、流行期に発生している状況となっていることや、また年齢が上がると利用率が下がる実態もあることなどを勘案して、定員については現状のままと考えているとの答弁。

委員より、障がいを持っている方の利用への対応は心配ないかとの質疑に、保育士のほか看護師も常駐しており、障がいを持っている方への対応も十分可能であるとの答弁。

委員より、定員が4名で変わらないのであれば、指定管理料も今までどおりかとの質疑に、年齢拡充による指定管理料の上乗せはない。消耗品などや高学年への対応といったものについては、現状の指定管理料の中で精算という形で対応していきたいとの答弁。

委員より、今後計画されている病児保育施設についても条例に沿って運営されると思うが、今後のアンケート調査などによって、例えば義務教育課程の中学3年生まで拡充してほしいとの要望があれば対応することになるのかとの質疑に、病児保育の事業実施要綱に基づいて事業を実施しているが、実施要綱では対象児について、乳児、幼児または小学校に就学する児童となっているので、拡充をしても小学校6年生までとなるとの答弁。

委員より、新潟リハビリテーション大学が指定管理者となっているが、これまで問題の指摘や要望等があったかとの質疑に、開所以来指定管理者が利用者へのアンケート調査を実施している中で、登録や利用に当たって必要書類が何枚かあるが、住所や名前など重複する記載事項が多いとの指摘があったことから、今回様式類を精査して、利用しやすいよう、記入しやすいように見直しを図ったとの答弁。

委員より、利用者数の状況はとの質疑に、平成30年度の利用延べ人数は353人、月平均で29.4人と

の答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、起立全員にて議第74号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第75号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、こども課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論もなく、起立による採決の結果、起立全員にて議第75号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第76号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、こども課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論もなく、起立による採決の結果、起立全員にて議第76号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第74号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第75号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第75号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第76号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第76号は委員長報告のとおり可決されました。

- 日程第5 議第77号 市道路線の認定について
- 議第78号 市道路線の変更について
- 議第79号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議第80号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第81号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議第82号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第83号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議第84号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第85号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第86号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議第87号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議第88号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第77号から議第88号までの12議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） おはようございます。ただいま上程されております議第77号から議第88号までの12議案について、その審査の概要と経過についてをご報告申し上げます。

去る7月25日、市役所第1委員会室において、委員8名、副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第77号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、日本海沿岸東北自動車道朝日まほろばインターのロングランプと国道7号朝日道の駅を結ぶ新たな道路として計画しているもので、今年度より用地買収に着手するために、市道認定することのことだが、総工費は幾らになるのかとの質疑に、現在実施設計のみが終わっている段階であり、概算事業費まで算出できていない状態であるとの答弁でした。

その他質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第77号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第78号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第78号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第79号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第79号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第80号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第81号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第82号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定についての3議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたところ、議第80号について消費税増税に伴って市民の負担が増となるために反対であるとの討論があり、その後起立による採決を行った結果、議第80号については起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第81号については討論なく、起立による採決を行った結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第82号については討論なく、起立による採決を行った結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第83号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、工事の際道路にレッカー車をとめて解体や建築を行っているが、このような場合に占用料が発生するののかとの質疑に、基本的に住宅の建築等の際に、道路上に足場などを置きっ放しにするような場合は、一時占用ということで占用料が発生しており、道路上で作業を行うものについては、警察のほうの道路使用ということで行っていることが実情であるとの答弁でした。

そのほか質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第83号については起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第84号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第84号については起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第85号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を求めた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第85号については起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第86号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第86号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第87号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第88号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたところ、議第87号について消費税増税に伴って市民の負担増となるために反対であるとの討論があり、その後起立による採決を行った結果、議第87号については起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第88号については討論なく、起立による採決を行った結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論の後、順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第77号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第78号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第79号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第80号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

[14番 竹内喜代嗣君登壇]

○14番（竹内喜代嗣君） おはようございます。それでは、発言させていただきます。

議第80号から議第86号を除く議第88号まで、消費増税に係る値上げ条例変更です。この議第80号の討論で反対の趣旨を述べさせていただきます。結論から言えば、この10月からの消費税の10%増税に係る値上げであり、利用者の負担増となることから反対であります。

減り続ける年金の怒りが広がる中、安倍首相は悪化する日本や世界の経済状況を見向きもせず、消費税増税を国民に押しつけようとしています。1989年4月に消費税導入後社会保障は後退し、貧困と格差が広がりました。消費税10%値上げとともに、子育て・教育の負担軽減は掲げていますが、消費税増税とセットであれば、どんな政策も台なしになってしまいます。軽減税率制度は、お金持ち世帯ほど軽減額が大きくなり、消費税の逆進性対策には役に立ちません。労働者の賃金が上がらず、農家も零細業者も家計の実質所得が目減りし、高齢者は年金の減額などで苦しんでいます。さらに、若い人たちは厳しい雇用状況で、パートやアルバイトの不安定雇用も広がっています。働く環境が悪化する中、今後はさらに年金が減らされ、41歳以下の人の現役世代は年金の支給水準を自動的に減らすマクロ経済スライドによって、年金不足が夫婦で2,000万円どころか、3,000万円も不足することが指摘され、暮らせない年金制度ではないかと不安が広がっています。将来世代の負担も膨らみ、その上消費税の増税が追い打ちをかける、加えて今回の条例改正は、市民生活に影響を与えることになり、安易に値上げすべきではありません。消費税増税中止を国に対し求めることこそ大事なのではないのでしょうか。

以上、反対討論といたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

20番、小林重平君。

[20番 小林重平君登壇]

○20番（小林重平君） それでは、私は賛成討論をいたします。

この条例改正案は、消費税10%に引き上げることに對する改正案であります。要は、今竹内さんが申し上げましたように、消費税に反対か賛成かということであろうと思っております。そういうことで、私は自分の考えを申し上げたいと思います。

そもそも消費税率を8%、10%に引き上げたいと改正案を提案したのは、民主党時代の2011年8月菅内閣を引き継いだ野田総理であります。そして、野田首相は当時野党であった自民党総裁、谷垣氏と極秘で会談を重ね、消費税率は2014年4月には8%、2015年10月には10%に引き上げることに合意し、不可能であろうと、困難であろうと思われた改正案が2012年8月10日に歴史的な法律が

成立をしたわけであります。ただ、このときに我が自由民主党総裁でありました谷垣さんが約束を申し入れました。法案が成立した暁には、近いうちに衆議院解散、総選挙で国民に信を問うという約束をいたしたわけであります。しかし、よく政治にはドラマがあると言われております。この谷垣さんが2011年9月に行われた自由民主党総裁選挙に推薦人20人を集めることができず、出馬できませんでした。そして、結果的には安倍晋三氏が再度自民党の総裁に就任をしたわけであります。そして、2011年11月の野田、安倍氏との党首討論、皆さんもご記憶にあるかと思いますが、かなり安倍さんから挑発的な質問をされて、野田さんも相当むっとしたのではなかろうかと思いますが、わかりました。消費税導入を約束していただけるのであれば、解散いたしますと約束し、2011年12月に衆参総選挙が決定をしたわけであります。結果は、自民党の圧勝でありました。

そして、安倍晋三氏が第2次安倍内閣をスタートいたしました。安倍首相は、アベノミクスをスローガンに掲げ、景気回復を最優先する考えで野田さんとの約束をしておいた消費税8%、10%には極めて慎重でありましたが、しかしながら、2014年4月からの8%の増税はやらなければいけないと決断したのは、2013年10月と言われております。しかし、税率10%については、日本の株価も1万円を割っておいた時代であります。そして、東日本の大災害の復興も進んでいない、景気も経済も完全ではないと判断し、延期をしなければならないと判断をしたわけであります。

しかし、急激に進む少子高齢化、人口減少に今対応しなければならない、今求められている、特に若い世代の皆さんが子育てしやすい環境、社会保障を充実するためには、2019年10月1日から10%に増税しなければならないと判断し、国会に提出し、成立をいたしたわけであります。皆さん、消費税というのは、私も正直言って上げてもらっては困るのですけれども、特に時の内閣はこれを消費税に大変に慎重にならざるを得なかった。なぜかと言えば、さかのぼること消費税問題は大平内閣時代の1978年に（仮称）一般消費税導入を提唱しましたが、これを掲げた総選挙において大敗をいたしました。そして、党外抗争等もあつたりして、断念せざるを得なかった。そして、大平首相はみずから命を落としたわけであります。そして、中曽根内閣時代も計画をいたしました。抵抗が強くてこれも断念をいたしました。そして、大平内閣から10年後根回しの竹下内閣と言われた竹下内閣が苦労しながら1988年12月24日のクリスマスイブの日に、それこそ不可能であり、難しいと言われたこの法案が成立し、消費税が初めて導入されたことはご承知のとおりであろうと思います。

そして、このときに竹下首相は言葉を残しております。ご承知のとおりこの明けた1月7日に昭和天皇が崩御されております。この消費税は、天皇陛下が消費税成立まで頑張ってくれた。天皇のおかげである。感謝の言葉もないと、こういう言葉を残しております。そして、以後消費税が5%等に上げる際にも、いろいろそれぞれの内閣が細川、村山、橋本、そして先ほど申し上げましたように野田内閣、そしてこんな言葉が言われた。消費税に手をつけると内閣はもたない、それほどの消費税というものは内閣にとっては魔物であったわけであります。しかし、先ほど申し上げましたように、急激に進む少子高齢化、人口減少、そのことに対応するには、やはり消費税を10%に上げ

ざるを得ないと判断し、そして2019年10月1日から実施すると国会に提出をし、成立をしたわけであり。そして、今回の参議院選挙に臨んだわけでありますが、年金問題等もあり、安倍首相も相当な覚悟を秘めて選挙に臨んだのであつたらうと思います。しかし、結果は安定多数という議席をいただき、国民の信任を得ることができたわけでございます。そして、いよいよ10月1日から消費税率が10%になります。軽減税率、生活関連に関する飲食料品等においては、軽減税率が適用されております。ただ、これは私もそこで食べれば8%、持って帰れば10%、これはいかななものかなという気はするわけでありますが、いずれにせよ、生活するにはということでの軽減税率が適用されているわけでございます。そして、何よりも若い世代が子育てしやすいようにと、それこそ10月1日から幼児教育、保育の無償化がスタートをいたします。そして、今後は高等教育の無償化、これは年収の問題がございますけれども、そして国民、市民から求められている社会保障の充実も図られるわけであり。私は、国民、市民の幸せのためになる消費税10%であると考え、賛成するものであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第81号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第83号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第84号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第85号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第86号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第87号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第87号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第88号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第88号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第6 議第89号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第4号）
議第90号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第91号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第92号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第89号から議第92号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第89号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第4号）について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第89号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただいたところです。

去る7月29日午前10時から委員24名、議長、議会事務局長出席のもと全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところですが、私からその審査と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る7月23日総務文教常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議長、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと開催し、担当課長から説明を受けた後質疑に入りました。

歳入では、第20款諸収入について、委員より、コミュニティー事業の内容とはとの質疑に、鍛冶町区の七夕屋台の整備、板屋沢公民館の滑り台と活動備品の購入費であるとの答弁。

歳出では、第10款教育費で、委員より、消防設備点検での指摘対応である朝日総合体育館、雨漏り対応である村上体育館それぞれの工事の事業費はとの質疑に、朝日総合体育館は124万6,000円、村上体育館は108万円であるとの答弁。

質疑を終結し、賛否態度についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめ

を行った結果、議第89号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る7月24日市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議長、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと市民厚生分科会を開催し、担当課長から説明を受けた後質疑に入りました。

歳入では、第14款国庫支出金で、委員より、プレミアムつき商品券事業補助金について、臨時福祉給付金の際の状況から、購入対象者の80%を見込んでいるとのことであるが、それならばもっと割合が下がるのではないかと質疑に、臨時福祉給付金は90%を超える申請があったので、プレミアムつき商品券の購入はそれより下がるのではないかと判断し、80%と見込んだとの答弁でした。

歳出では、第3款民生費で、委員より、新光会村上記念病院が小規模保育園を整備することとなり、市でも保育士の確保が困難となっている状況の中で、民間が新たな保育園を開設し、保育士を集めることができるということを市ではどのように考えるかとの質疑に、民間の事業所でそのような対応をすることは、市全体としてはありがたいことである一方、保育士が足りていないという現状もある。事業所としては、しっかりと保育士が確保できるという前提のもとに計画されたものと思う。その条件等については、詳細を把握していないが、一方的にそちらに保育士が偏ることがないように、市としても労働条件、環境等を踏まえ、保育士の確保に前向きに取り組んでいきたいとの答弁。

質疑を終結し、賛否態度についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第89号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る7月25日経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議長、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと開催し、担当課長からの説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入については質疑なく、歳出について、第8款土木費について、委員より、笹川流れ夕日会館のレストラン配膳等業務委託料について、何人で何時間分なのか、積算根拠はどの質疑に、8月4名で、延べ59日分、9月2名で延べ28日分を予定しているとの答弁。

質疑を終結し、賛否態度についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第89号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では、さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第89号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時10分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第90号及び議第91号の2議案につきまして、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしましたので、その概要と経過についてご報告します。

初めに、議第90号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、起立全員にて議第90号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第91号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、起立全員にて議第91号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程されております議第92号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてをご報告申し上げます。

議第92号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行っ

た結果、議第92号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第89号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第90号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第91号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第91号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第92号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第92号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第94号 損害賠償の額を決定し和解することについて

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第94号 損害賠償の額を決定し和解することについてを議題と

いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第94号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和元年6月16日未明坂町駅前自転車等駐車場の駐輪場建屋の基礎と支柱の接合部の金具が老朽化により腐食していたため、強風により破損し外れ、風にあおられて飛ばされた駐輪場の建屋が隣接する坂町駅前市営有料駐車場に駐車中の相手方車両を損傷させたものであります。

本件事故は、施設管理上の瑕疵により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、施設管理者である村上市がその責任を負うことといたしております。損害賠償金といたしまして、車両の時価額及び代車料金として55万7,500円を賠償することで、このたび相手方の示談の条件が調いましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額を確定し、和解することにつきまして議会のご議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

25番、板垣一徳君。

○25番（板垣一徳君） この事故が発生した6月16日未明ですが、この2日後に山形県沖を震源とする地震が発生したわけです。それで、この時期に強風があったから飛んだことに間違いはないのです。その後村上市内にJRの駅が10以上あると思うのです。ここに駐輪場があると思います。この点検、そして18日の日の地震には、府屋の駐輪場が潰れているのです。その点検した状況、わかりましたら教えてください。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（八藤後茂樹君） お尋ねの点でございますが、今回の坂町駅前駐輪場の強風により倒壊の報告があった6月17日、その日にそれぞれ駐輪場を所管する支所、あと本庁のほうで点検を指示し、そのときは異常なしと確認をしております。また、6月18日の地震において、府屋駅前駐輪場が非常に傾いて危険な状況になったという報告を19日に受けております。それにつきましても、各支所にもまた再び点検を通知し、その時点では異常なしということで確認をいたしております。

○議長（三田敏秋君） 板垣一徳君。

○25番（板垣一徳君） 確認の仕方もありますし、いわゆる塩害がこのJRの線というのは日本海に面して走っているわけです。そこに駅があり、駐輪場があるわけです。ですから、ただ見てみる範囲でいいのかどうか、車だからこれやむを得ないとしましても、人身になったら大変です。やはり再度の私は点検をお願いしたいということと、1点だけ市長にお伺いしますが、こうして駐輪場が

なくなります。これは、市が子どもたちのために、通学のために駐輪場をつくってきたと思うのです。今後こういうふうに使われた地域の駐輪場をどういうふうに入れ替えていくのですか、考えあります。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 駐輪場につきまして、通学の子どもたちだけでなく、通勤等にも使っているわけでありますので、市民のニーズに沿った形で必要なものについては早急に復旧を行い、またこれまでも進めてきたとおり、公共施設の総合的な見直しの中で再度議論をしていきたいというふうに思っております。また、点検の方法につきまして、その後直ちに私のほうからもその点検のやり方のあり方について、これについては適切な形を構築するよう指示をさせていただいているところであります。

○議長（三田敏秋君） 21番、佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 私も今25番議員と実は同じことなのですが、重複したところ避けたいと思うのですけれども、今たまたま今回は駅の駐輪場ということでしたけれども、所管が市民課だということみたいなのですけれども、市の施設で管理しているもの、今回これやはり施設管理上の瑕疵責任があると、そういうことで賠償すると、こういうことなのですが、これはそれで議案そのものはこれで結構なのですけれども、ただ問題は今市長も言われたけれども、今後の問題の中で、こういうものの維持管理についてというのは、定期的な中で施設管理のための点検作業が必要なのかなと。そうしたときに所管ごとという点検方法が果たしていいのか、体育館だとか、人がそこに常駐しているところはまだいいと思うのですけれども、常駐していないような施設が幾らか水道関係の施設も含めてあるわけですから、そういう点検の仕方を少し見直す必要があるのかな、または見直すというよりは、今後新たな方法を何か検討する必要があるのかなという気がするのですが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まさにそのことについては、これからの課題というふうに思っています。先ほど少し触れさせていただきましたけれども、公共施設の場合は、いろんな形で今回は屋外にある建屋、基礎があるところに駐輪場の形で屋根がかかっているのが飛びました。それと壁がついている建物もあります。壁がついていない建物もあります。また、公園等に設置をされております市の公共施設たる遊具、これらについても常にこれまでもたびたび点検のやり方、その頻度、そういうものについては少し手厚くということさせてきたつもりではいるわけでありますけれども、まさに今回の事案につきましては、結果として飛びました。それが飛ばないような事前の対応が十分だったのかどうかというところの検証も含めて、これがやはり専門的な知見で検討しなければならない。専門的な知見でやったとしても、自然災害によって損害、被害を及ぼすことはあるのかもしれませんが、最大限そのところに配慮していくという姿勢が必要だなというふうに思ってお

りますので、今後点検につきましては、そういった総合的な見地から対応できるような、そういう仕組みづくりも視野に入れながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） そんな形が必要なのかなというふうに本当に思います。これは、どんなによくしても、やはり災害の規模や物によっては、こういう事故が起きることがあり得るかなというふうに思うのですが、最大限そういうものを回避できるような常日ごろの対応が必要なのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第94号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第94号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第95号 西神納小学校校舎改修（建築）工事の工事請負契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第95号 西神納小学校校舎改修（建築）工事の工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第95号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、西神納小学校校舎改修（建築）工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。

本工事は、神納小学校、神納東小学校及び西神納小学校の3校が統合し、令和2年4月1日から新たに神納小学校として開校するため、校舎の改修工事を行うものであります。入札に当たりまし

ては、令和元年7月23日に一般競争入札を執行し、同日加藤組・水倉組・内山組特定共同企業体と3億6,520万円で仮契約を締結したものであります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第95号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第95号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第96号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第5号）

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第96号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第96号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和元年度村上市一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ60万円を追加し、予算の規模を331億4,510万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、6月16日に発生をいたしました坂町駅前自転車等駐車場の駐輪場建屋倒壊による車両損害事故の賠償額が確定したことによるものであります。

歳入におきましては、第20款諸収入で全国町村会総合賠償補償保険金55万7,000円を、歳出におきましては、第2款総務費で一般管理経費に賠償金として55万8,000円をそれぞれ追加をしようとするものであります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第96号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第96号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員発議第5号 村上市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議員発議第5号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

4番、鈴木好彦君。

〔4番 鈴木好彦君登壇〕

○4番（鈴木好彦君） ただいま上程いただきました議員発議第5号、この提案理由を申し上げます。

村上市議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを会議規則第14条の規定により提出するものであります。この議会基本条例の改正に当たっては、平成28年第3回定例会において、合併後10年を迎える村上市の市議会として、議会基本条例をもとに本市議会の議会改革等について調査研究することを目的として設置された議会改革調査研究特別委員会で検討を重ねられてきたものであり、このたび基本条例第22条、議員の政治倫理について、本特別委員会での検討結果をもとに所要の改正を行うとともに、第4条、議長の責務の第2項で省略して、法が存在していないためこれを削るというものであります。特に第22条については、2項として、「議員は、市から活動や運営の全てに対して補助金又は助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとする。」ことを加えるものです。これまでにおいても、議員は市民全体の代表者としての倫理性を常に自覚し、品位の保持に努めて行動しなければならないとしてきましたが、この第2項の追加により、議員のより高い倫理観と姿勢を示すものであります。

なお、このたびの議案提出に当たっての賛成者は、尾形修平議員、川村敏晴議員、大滝久志議員、長谷川孝議員、平山耕議員、佐藤重陽議員、そして提出者は私、鈴木好彦であります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

6番、渡辺昌君。

〔6番 渡辺 昌君登壇〕

○6番（渡辺 昌君） 反対の立場から討論を行います。

この議案の趣旨につきましては、反対するものではありません。しかしながら、議員皆様が認識されておりますように、議会基本条例は議会や議員における活動原則などを定めた議会の最高規範であり、理念を掲げる条例、理念条例であります。そのことから考えますと、この議案にあります追加される条項の内容、文言を見ますと、議会基本条例への条項の追加という形ではなく、他の例として、市嘱託員や消防団幹部の兼職についての禁止に関する事項が先例集に記載され、対応されているのと同様に、今回提案されている議員の政治倫理に関する条項につきましても、先例集において明記し、対応すべきものと判断するところであります。

よって、この議案につきましては反対といたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、賛成の討論はございますか。

7番、尾形修平君。

〔7番 尾形修平君登壇〕

○7番（尾形修平君） それでは、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど提案者が申しましたように、この条例改正につきましては、議会改革調査研究特別委員会でたび重なる議論を重ねてまいりました。その中で、今回の政治倫理に関する件に関しまして、今回の条例では補助金または助成金の全てに対して補助金または助成金の交付を受けている団体というのは、現状としてまちづくり協議会しかありません。ですけれども、先ほど提案者が申しましたように、これは条例に記すことによって、一つの戒めになるのではないかということで、私は賛成をいたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 次に、反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 次に、賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議員発議第5号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議員発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員発議第6号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位
・待遇改善を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第6号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

1番、小杉武仁君。

〔1番 小杉武仁君登壇〕

○1番（小杉武仁君） ただいま上程されました議員発議第6号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る7月23日に開催されました総務文教常任委員会にて審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出であります。意見書の文面につきましては、皆様にお配りの資料のとおりとなります。

提案理由についてご説明いたしますが、2017年5月11日に地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに会計年度任用職員制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき常勤職員との均等待遇が求められております。そこで、2020年4月の法施行に向けて、自治体では新たな予算の確保が必要となっており、改善に要する財政措置を講じるほか、意見書のとおり強く求めるものであります。

賛成者は、鈴木好彦議員、高田晃議員、小杉和也議員、板垣一徳議員、高岡輝夫議員、佐藤重陽議員、鈴木いせ子議員、提出者は私、小杉武仁でございます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長であります。ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第6号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員発議第7号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

1番、小杉武仁君。

〔1番 小杉武仁君登壇〕

○1番（小杉武仁君） ただいま上程されました議員発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。意見書の文面につきましては、皆様にお配りの資料のとおりとなっております。

提案理由についてご説明いたします。過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に失効することから、引き続き総合的な過疎対策が充実、強化されるよう新たな過疎対策法の制定に関する要望も含め、国会並びに政府へ強く働きかける必要があるため、ご提案するものです。

本案の賛成者は、鈴木好彦議員、高田晃議員、小杉和也議員、板垣一徳議員、嵩岡輝夫議員、佐藤重陽議員、鈴木いせ子議員、提出者は私、小杉武仁でございます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第7号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員発議第8号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員発議第8号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

18番、小田信人君。

〔18番 小田信人君登壇〕

○18番（小田信人君） 議員発議第8号につきましては、去る7月の25日に開催されました経済建設常任委員会で審査され、願意了承されました陳情に基づく意見書の提出であります。意見書の文面につきましては、皆様へ配付されました資料のとおりであります。

賛成者は、川崎健二議員、山田勉議員、本間善和議員、竹内喜代嗣議員、小林重平議員、大滝久志議員、川村敏晴議員。そして、提出者は私、小田信人であります。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長であります。皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第8号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思っております。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和元年第2回定例会を閉会といたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午前11時46分 閉会